

議案第 38 号

太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例  
について

太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年 6月 2日 提出

太宰府市長 高 原 清

理 由

太宰府東中学校及び太宰府西中学校の柔剣道場に設置された空調設備の使用料を定めるため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例（平成 15 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

柔剣道場	550	110	1,100	550	
------	-----	-----	-------	-----	--

」

を

「

柔剣道場	550	110	1,100	550	
柔剣道場空調	500				

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。